

🔍 今回のテーマ ～職場におけるハラスメント防止対策は行なっていますか？～

パワーハラスメント対策が令和2年6月1日から企業の義務(中小企業は令和4年3月31日までは努力義務)となりました。

ハラスメントが常態化している企業では、直接被害を受けている人だけでなく、周りも能力を十分に発揮することができなくなり、業務への支障、人財の損失につながり、企業の社会的評価にも悪影響を及ぼします。

2016年に厚生労働省が実施した調査によると、過去3年以内にパワーハラスメントを受けたことがあると回答した人は32.5%。また、新潟労働局の相談件数も2018年度で1,153件と、5年連続で1,000件を超えています。

労災についても、今年5月に心理的負荷による精神障害の労災認定基準も改正され、「パワーハラスメント」という文言が追加されました。気づいたときには貴重な人財を失ってしまっていた…では遅いため、ハラスメント対策が必要になります。

では、従業員が働きやすい職場環境をつくるために、どのような対策を取ったらよいか見ていきましょう。

<事業主が雇用管理上講ずべき措置>

- ① 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
 - パワーハラスメントの内容、行なってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知すること
 - 行為者には、厳正に対処する旨の方針、対処の内容を就業規則等に規定し、労働者に周知すること
- ② 相談(苦情を含む)に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備に
 - 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- ③ 職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
 - 事実関係を迅速かつ正確に確認すること
 - 事実関係の確認ができた場合には、速やかに被害者、行為者に対する措置を適正に行なうこと
 - 再発防止に向けた措置を講ずること
- ④ 併せて講ずべき措置(プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等)
 - 相談者、行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知すること
 - 事業主等に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、都道府県労働局の援助制度を利用したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知、啓発すること

パワハラ6類型

精神的な攻撃



身体的な攻撃



人間関係からの切り離し



個の侵害



過大な要求



過小な要求



特にハラスメントが起こる前に予防対策としてできることは、上記①の「事業主の方針の明確化及びその周知・啓発」です。

予防対策のポイント

- 経営者が経営上の最重要課題の一つとして定期的に周知すること
- 共通認識を持つために社内研修を行なうこと
- 年に1回はアンケートなどを取り意識付けを行なうこと

ハラスメントを許さない職場環境をつくり、従業員がイキイキと働き、労働生産性が上がるよう、積極的に対策に取り組んで頂きたいと思えます。

詳細については、厚生労働省サイト「あかるい職場応援団」をご覧ください。 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

産業支援課 担当者 紹介



係長 野澤 朋史

昨年度は障害者雇用係として167社を訪問しました。今年度は雇用促進係として「はたプラ」賛同企業の皆様と意見交換ができるようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



主事 植木 一堯

今年度より、働き方改革の担当になった植木と申します。皆様と一緒に働き方改革を推進していきたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。



主任 大島 望

今年度もはたプラ賛同企業の皆様、働き方改革を進めていけるよう頑張ります。企業独自の取り組みなどあれば、賛同企業の皆様に共有させていただきたいと思えますので、是非お知らせください。



はたプラ通信 2回目 事例インタビュー

「オフィスの探し物時間は1年間で150時間！？ 整理収納のコツは？」

～SDGsの推進にも取り組んでいる コンドウ印刷株式会社様を訪問しました～



【社名】 コンドウ印刷株式会社
 【会社概要】 食品、化粧品メーカー、コンビニエンスストア向けの高品質を求められる商品シールの生産を行っている。CSRを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、経営理念のもとに、法令を遵守し倫理的行動をとることを基本とし、ラベルという情報伝達ツールでお客様の市場価値を高め、自然環境への配慮と地域の活力づくりに貢献している。
 【部署】 事務
 【氏名】 鈴木 香織さん（2012年入社）
 【職務内容】 発注、手配、来客対応、事務所管理

長岡市働き方改革
 推進員
 社会保険労務士
 高野 真規

まず、机の引き出しの中を拝見させてください。これを初めて見たときには驚きました。



5Sの整頓方法の1つですが、文具の形に切り抜いたスポンジシートを敷き、姿置きにしています。姿置きの下に何を収納するか明記してあります。

なぜ、このような整理収納を行なうようになったのですか？

工場内で製品への異物混入を防ぐため、一人一人に筆箱が支給されています。筆箱の表に何がいくつ入っているのか明記して定位置管理をしています。そこで、事務も現場への出入りがあるので、使っている物を机の引き出しで管理することになりました。

整理収納を行なって変化はありましたか？

必要な物だけが入っているので物を探すことがありません。姿置きになっているので、物がなくなっていると一目で気づくことができます。また、ボールペンを何本も所持することなく、一本をインクがなくなるまで使用するため、インクが無くなれば替え芯を購入するなど、消耗品費はだいぶ抑えられたと思います。

他に、生産性が上がるような工夫はしていますか？



備品の発注点管理を行なっています。備品を収納するケース内に、残りいくつになったら発注するか書いてあるカードを入れてあります。ケースから備品を取った人が残りを確認して発注点になっていたらカードを発注カード入れに入れるだけです。週に1回事務が発注カードを見て発注をします。この仕組みにより、事務が全ての在庫確認を行なう手間がなくなり、発注漏れや過剰発注もなくなりました。

貴社はSDGs（持続可能な開発目標）を推進されていますが、整理収納も目標につながりそうですね。

過剰に物を持つことがないので、廃棄物削減につながり、一つの物を大切に使う習慣になっています。

最新情報
 お知らせ

<はたプラ勉強会 長岡市公式YouTube配信>

令和2年度の「はたプラ勉強会」は、新型コロナウイルス感染症の影響により会場での開催が難しいため、働き方改革に関するテーマについてYouTube配信することになりました。（年8回 配信予定）
 配信時期等のご案内は、はたプラメールにて行ないます。
 是非ご活用ください。

- Chapter1：テレワーク導入のためのQ&A
- Chapter2：テレワーク実施時の労務管理のポイント
- Chapter3：テレワークができない業種にも推進できる業務改善の進め方
- Chapter4：<対談>採用方法は どう変わる？

問い合わせ：長岡市産業支援課まで（TEL：0258-39-2228）

はたプラ賛同企業数 （2020年5月末現在 205）

賛同団体	16
（経済団体・非営利団体等）	
医療・福祉	18
飲食・宿泊	5
運輸	5
卸・小売	10
教育・学習支援	3
金融・保険	4
警備	1
建設	47
サービス	14
情報通信	13
製造	56
その他	13